

# さいたま市契約公報

第 2 3 号

令和 7 年 1 月 6 日 発行

発行所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

## 目 次

### 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1 件）

- （仮称）次世代型スポーツ施設整備事業…………… 1

### 特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市福祉医療システム機器入替に伴うシステム更改業務…………… 9
- ・さいたま市立武蔵浦和保育園外 5 園で使用する電気…………… 9

### 一般競争入札の告示（1 件）

- 市有地売却…………… 1 0

## ○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

### さいたま市公告（調達）第 1 0 8 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 月 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

（仮称）次世代型スポーツ施設整備事業

### (2) 履行場所

さいたま市中央区鈴谷 9 丁目外

詳細は、入札説明書等を参照すること。

### (3) 業務概要

入札説明書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和 4 1 年 1 1 月 3 0 日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

### (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、本事業の各業務に当たる複数の企業等により構成される企業グループとする。

イ 入札参加者を構成する者（以下「入札参加者等」という。）のうち、本事業に係る特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定している者で、SPC から直接、本事業に係る業務を請け負うことを予定している者を「構成員」とする。

ウ 入札参加者等のうち、本事業に係る SPC に出資を予定していない者で、SPC から直接、本事業に係る業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

エ 入札参加者等のうち、本事業に係る SPC への出資予定の有無に関わらず、SPC から直接、

本事業に係る業務を請け負う予定の無い者を「その他企業」とする。

オ 競争参加資格の申請時に構成員、協力企業又はその他企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

カ 入札参加者以外で、SPCに出資を予定している者がいる場合には、提案時にその出資予定者を明らかにすること。

キ 入札参加者等は代表する企業（以下「代表企業」という。）を構成員より1者定めるものとする。

ク 競争入札参加申込兼資格確認申請書により、参加の意思を表明した構成員、協力企業及びその他企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業にあっては、運營業務開始後に市が承認した場合に限り変更できるものとし、構成員、協力企業及びその他企業にあっては、市が承認した場合に限り、構成を変更（新たに追加、退出）できるものとする。

ケ 入札参加者等及び(1)カの者が他の入札参加者等及び(1)カの者になることを禁止する。

コ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

## (2) 入札参加者等に共通する参加資格要件

入札参加者等及び(1)カの者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

### ア 入札参加者等の資格要件

a. 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本入札の公告日から入札日までの間に、「さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱」及び「さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加資格停止要綱」による入札参加停止の措置又は「さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱」による入札参加除外の措置を受けている期間がある者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(カ) PFI法第9条に示される欠格事由に該当する者。

### イ 関係会社の参加制限

他の入札参加者の構成員、協力企業、その他企業、及び(1)カの者と次の資本関係又は人的関係にないものであること。

a. 資本関係

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）の関係に

ある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b. 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

ウ その他の参加不適格者

a. 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 次の本事業のアドバイザー業務に携わっている者と2(2)イにおける資本関係又は人的関係があると認められる者

・ EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

・ 鈴木法律事務所（住所：東京都渋谷区渋谷1-3-18 ビラ・モデルナA706）

(イ) 本事業に係るさいたま市PFI等審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と2(2)イにおける資本関係又は人的関係があると認められる者

(3) 各業務に当たる者の資格要件

入札参加者等のうち、次の業務に当たる者は、それぞれの要件を満たさなければならない。各業務に当たる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務に当たることは認めるものとする。ただし、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者が兼務することは認めない。また、2(2)イにおける資本関係及び人的関係にあると認められる者同士が建設業務と工事監理業務に当たることも認めない。

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、全体で全ての要件を満たすこととし、そのうちの1者は全ての要件を満たし、他の者はa、bの要件を満たすこと。

a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b. 令和6年度さいたま市の特定調達契約に係る設計・調査・測量の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「建築関連コンサルタント」の資格を有すると認められた者であること。

なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。

c. 常勤の自社社員で、本事業の入札参加資格確認書の申請時点において、3か月以上の直接的な雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者を有していること。

d. 平成26年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請までの間に終了した設計業務で、延べ床面積5,000㎡以上を有するスポーツ施設の実設計の元請の実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。

なお、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総

出資額の20%以上で、その内容を証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限る。また、実績を有する施設が複合用途の場合は、主たる用途がスポーツ施設であること。

#### イ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は全ての要件を満たし、他の者はa、bの要件を満たすこと。

- a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業及び土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b. 令和6年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。  
なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。
- c. 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を適切に配置し得る者であること。  
なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- d. 平成26年4月1日以降に、延べ床面積5,000㎡以上を有するスポーツ施設に係る新築工事を施工した実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。また、実績を有する施設が複合用途の場合は、主たる用途がスポーツ施設であること。
- e. 建設業法第27条の23の規定に基づく直前の経営事項審査（建築一式工事）に係る総合評定値が1,100点以上の者であること。

#### ウ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者の具体的な要件は、(3)アに求める要件と同等のものとする。ただし、(3)アdについては工事監理業務を履行した実績を有していること。

#### エ 維持管理業務及び修繕業務に当たる者

維持管理業務及び修繕業務に当たる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は全ての要件を満たし（維持管理業務と修繕業務で兼ねることも可）、他の者はa、bの要件を満たすこと。

- a. 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。
- b. 令和6年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「建物管理等」の資格を有すると認められた者であること。  
なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。
- c. 平成26年4月1日以降に、延べ床面積2,500㎡以上を有するスポーツ施設の維持管理業務について3年以上の実績を有していること。実績を有する施設が複合用途の場合は、主たる用途が上記の施設であること。

オ 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの一人は全ての要件を満たし、他の者は a、b の要件を満たすこと。

- a. 運營業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること
- b. 令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められた者であること。なお、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。
- c. 平成 26 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請締切日までの時点で、延べ床面積 2,500 m<sup>2</sup>以上を有するスポーツ施設について 3 年以上の運営実績を有する者であること。

(4) 競争入札参加資格者名簿に登載のない者の参加

(3)アからオの参加資格要件で定めている、令和 6 年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者名簿への登載又は令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿への登載について、登載のない者（定めている業種又は業務について登載のない者を含む。）が構成員、協力企業及びその他企業として入札参加を希望する場合には、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、本入札の公告日から参加資格確認申請の締切日の 10 日前までに特定調達契約参加審査を受けること。

※さいたま市ホームページ 特定調達契約に係る様式について

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

(5) 参加資格確認基準日等

参加資格確認基準日は競争入札参加申込兼資格確認申請書締切日とする。

(6) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者等の構成員、協力企業及びその他企業のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、当該入札参加者等は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業及びその他企業が参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者等は、参加資格を欠いた構成員、協力企業及びその他企業に代わって、参加資格を有する構成員、協力企業及びその他企業を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員、協力企業及びその他企業のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業及びその他企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成員、協力企業及びその他企業に代わって、参加資格を有する構成員、協力企業及びその他企業を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定の S P C の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員、協力企業及びその他企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業及びその他企業が参加資格を欠いた日とする。

ウ 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員、協力企業及びその他企業のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業及びその他企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員、協力企業及びその他企業に代わって、参加資格を有する構成員、協力企業及びその他企業を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と基本協定を締結する。なお、この場合の補充する構成員、協力企業及びその他企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業及びその他企業が参加資格を欠いた日とする。

エ 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、事業者の構成員、協力企業及びその他企業のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は事業者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業及びその他企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該事業者が、参加資格を欠いた構成員、協力企業及びその他企業に代わって、参加資格を有する構成員、協力企業及びその他企業を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該事業者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員、協力企業及びその他企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業及びその他企業が参加資格を欠いた日とする。

オ (1)カの者が参加資格を欠いた場合は、(1)カの者のSPCへの出資を不可とし、参加資格を欠いた(1)カの者に代わる参加資格を有する(1)カの者の補充は必須としない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室  
担当 青村、三日尻 電話 048(829)1737

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/004/006/015/002/index.html>

#### (2) 交付期間

公告の日から令和7年2月27日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び確認審査の申請を行わなければならない。提出書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、提出書類作成要領及び様式に示す。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

以下「入札参加資格確認申請書等」という。

(2) 受付期間

公告の日から令和7年2月27日（木）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

入札参加資格確認申請書等は持参又は郵送すること。郵送により提出する場合は、特定記録郵便等の記録が残る方法にて送付することとし、受付期間内に送付先に必着するように郵送すること。なお、電子メールによる提出は受け付けない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

審査（資格等の確認）結果は、代表企業に対して、書面により令和7年3月13日（木）以降に郵送にて通知する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

落札者の決定に当たっては、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する入札提案書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額（税込）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に金額を記載すること。

(2) 入札提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年6月17日（火）午後3時（必着）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室

ウ 送付方法

- ・ 入札提出書類は、持参又は郵送すること。郵送により提出する場合は、特定記録郵便等の記録が残る方法にて送付することとし、受付期限までに送付先に必着するように郵送すること。なお、電子メールによる提出は受け付けない。
- ・ 入札提出書類のうち入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「さいたま市 スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室」、「入札参加者名」及び「(仮称) 次世代型スポーツ施設整備事業に係る提案書在中」(朱書)と記載すること。

エ その他

入札提出書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、提出書類作成要領及び様式に示す。

(3) 入札保証金

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項第3号の規定により免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月17日（火）午後4時

イ 場所

さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で入札説明書で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(6) 入札の無効

入札説明書による。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課  
電話 048(829)1058   FAX 048(829)1996

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室  
電話 048(829)1737   FAX 048(829)1996

7 契約手続等

(1) 契約保証金

設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る費用の合計金額（消費税を含む。）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

要

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 令和6年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者名簿又は令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話 048(829)1179   FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Contract for tender:

Planning and development of the Next-Generation Sports Facility (provisional title)

- (2) Date and time of tender:

June 17, 2025, 3:00 p.m.

- (3) Contact point for the notice:

Sports Policy Office, Department of Sports Affairs, Bureau of Sports and Culture,  
Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1737

## ○特定調達契約の落札者等の公示

### さいたま市公告（調達）第109号

次のとおり落札者等について公示します。

令和7年1月6日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①109-1 ②さいたま市福祉医療システム機器入替に伴うシステム更改業務 一式 ③さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年11月21日 ⑤株式会社日立製作所北関東支店 支店長 井戸川誠一 さいたま市大宮区桜木町1-10-16 ⑥86,066,200円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

①109-2 ②さいたま市立武蔵浦和保育園外5園で使用する電気 838,300キロワット時 ③さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年12月2日 ⑤ダイヤモンドパワー株式会社 代表取締役 三谷建介 東京都中央区日本橋室町4-5-1 ⑥22,141,427円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6年10月15日さいたま市公告（調達）第96号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1982号

市有地売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年12月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 売払財産

(1) 所在地、面積及び予定価格（最低入札価格）

物件 番号	所在地	面積（㎡）		予定価格 （最低入札価格）
		公簿	実測	
1	浦和区岸町七丁目 80 番 3	96.90	96.90	40,310,400 円
2	岩槻区加倉二丁目 488 番 2	63.42	63.42	8,299,990 円
	岩槻区加倉二丁目 489 番 15	14.15	14.15	

（売払財産の詳細は、市有地売却のしおりに記載するとおり。）

(2) 利用上の制限

ア 契約締結の日から5年を経過する日までの間、売払財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。

イ 契約締結の日から5年を経過する日までの間、第三者をして売払財産を1(2)アに掲げる用に供させてはならないこと。第三者に所有権を移転する場合であっても、同様とすること。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 本入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条各号に掲げる者

3 売却のしおりの配布

(1) 配布場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課  
担当 資産マネジメント係 電話 048(829)1190

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/001/p116613.html>

(2) 配布期間

令和6年12月23日（月）から令和7年2月18日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

4 入札参加申込

- (1) 受付期間  
令和7年2月10日（月）から令和7年2月18日（火）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）
  - (2) 受付場所  
3(1)アに同じ
  - (3) 提出方法  
持参
  - (4) 提出書類  
ア 一般競争入札参加申込書兼誓約書  
イ 住民票（申込者が個人の場合に限る。）  
ウ 商業登記簿謄本（申込者が認可地縁団体以外の法人の場合に限る。）  
エ 認可地縁団体であることを証明する書類（申込者が認可地縁団体の場合に限る。）  
※イからエまでに掲げる書類は、申込みの日前1月以内に発行されたものに限る。
  - (5) 入札保証金  
ア 入札金額の100分の5以上の額を納付すること。  
イ 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は返還しないものとする。
- 5 入札手続
- (1) 入札方法  
郵便入札（入札書を郵送（一般書留又は簡易書留）により提出する方法）とする。
  - (2) 入札書の到達期限  
令和7年3月4日（火）
  - (3) 入札書の送付先  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課
  - (4) 入札の無効  
さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第13条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- 6 開札等
- (1) 開札日時  
令和7年3月5日（水）午前10時00分
  - (2) 開札場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室
  - (3) 開札への立会い  
入札参加者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札に立ち会うことができる。
  - (4) 落札者の決定方法  
1(1)に定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、落札者となるべき価格の入札者が2人以上であった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじ引きを行う日時は、6(1)の開札日時とは別に設定する。
  - (5) 契約期限  
令和7年3月12日（水）（ただし、くじ引きにより落札者を決定した場合にあっては、当該く

じ引きを行った日の翌日から起算して7日後とする。)

7 その他

詳細は、市有地売却のしおりによる。